

あなたのくらしの法律家

司法書士にご相談ください



不動産
登記

成年後見

遺言
・
相続

司法書士総合相談センター

な や み こう し よ う

☎ 0570-783-544

商業登記

裁判
・
調停

借金問題

無料電話相談

平日 18時～20時

※通話料はご自身で負担いただけます。

司法書士紹介

平日 10時～16時

お近くの司法書士をご紹介します。

費用については、直接、事務所にお尋ねください。

多重債務相談は
初回無料

遺言・相続

司法書士派遣

相続のことでお困りではありませんか？
ご自宅などへ司法書士を派遣いたします。

お問合せ ☎ 092-722-4131

平日 10時～16時 ※1回につき、10,000円の相談員日当をご負担いただけます。

賃貸借トラブル・ホットライン

- 賃貸マンション退去時の敷金の清算について知りたい
- 部屋のお風呂、大家と入居者どちらが修理するのか
- 入居者がいつの間にか行方不明になった
- 退去後、大家から多額の原状回復費用を請求された

無料電話相談 ☎ 092-714-0616

毎週 月・水 曜日 16時～18時

※ホットラインは祝日・年末年始を除いて実施しています。
※通話料はご自身で負担いただけます。

※土・日・祝日・年末年始は実施しておりません。 ※時間等は変更になる場合があります。 ※センターには司法書士は常駐しておりません。

司法書士はこんな仕事をしています

不動産の登記・取引の立会い

司法書士は、土地・建物に関する登記を代理して申請をしたり、不動産の売買取引に立ち会って取引が安全確実に出来るよう手助けをしています。

こんなとき

- 建物を建てたとき。
- 住宅ローンを組んだとき、完済したとき。
- 土地や建物を売買、贈与するとき。
- 不動産を相続したとき。

会社・法人の登記や法務の相談

司法書士は、会社や法人の登記を代理して申請したり、会社の法務に関する様々な相談に応じています。

こんなとき

- 会社、その他の法人を設立したい。
- 資本を増加したい。
- 会社の役員が変更になった。
- 事務所を移転した。

◎会社や法人の登記事項に変更が生じたときは、2週間以内に変更登記が必要です。

簡易裁判所における訴訟代理

法務大臣の認定を受けた司法書士は、140万円以下の民事事件については、代理人として相手方との和解交渉や簡易裁判所の訴訟手続を行うことができます。

こんなとき

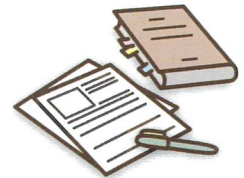
- 貸した金を返して欲しい。
- 悪徳商法にひっかかった。
- 交通事故の損害賠償請求をしたい。
- 給料を払ってもらえない。

裁判事務

司法書士は、あなたにかわって裁判所に提出する書類を作成します。

こんなとき

- 離婚調停
- 遺産分割調停
- 相続放棄
- 自己破産



成年後見

判断能力が不十分な状態にある人を支援する制度です。高齢者を抱えた家族や高齢者自身が納得できる生活を送るために、専門家である司法書士が適切なアドバイスをを行います。

こんなとき

- ひとり暮らしの今後が不安だ。
- 相続人の一人が認知症で、遺産分割協議ができない。
- 知的障がいを持つ子どもの将来が心配。
- 母の年金が勝手に使われているみたい。

福岡県司法書士会 ADRセンター

● 裁判ではなく、話し合いでトラブルを解決する制度です。

※裁判と違い強制力はありません
 ※相手方が話し合いに参加する必要があります
 ※費用については直接お尋ねください

ADR申込 ☎092-741-0530 平日 10時～16時